

○ 財 務 省 告 示 第 113 号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第5条第11項及び政府資金調達事務取扱規則（平成11年大蔵省令第6号）第5条第11項の規定に基づき、令和7年3月10日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年4月11日

財 務 大 臣 加 藤 勝 信

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 名 称 及 び 記
号 | 国 庫 短 期 証 券 （ 第 1291 回 ） |
| 2 | 発 行 の 根 拠
法 律 及 び そ
の 条 項 | 財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に
関 す る 法 律 （ 平 成 24 年 法 律 第
101 号 ） 第 3 条 第 1 項 並 び に 財 政
法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 34 号 ） 第
7 条 第 1 項 、 財 政 融 資 資 金 法 （ 昭
和 26 年 法 律 第 100 号 ） 第 9 条 第
1 項 並 び に 特 別 会 計 に 関 す る 法
律 （ 平 成 19 年 法 律 第 23 号 ） 第
83 条 第 1 項 、 第 94 条 第 2 項 、 同
条 第 4 項 、 第 95 条 第 1 項 、 第 136
条 第 1 項 及 び 第 137 条 第 1 項 |
| 3 | 振 替 法 の 適
用 等 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法
律 （ 平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以
下 「 振 替 法 」 と い う 。 ） の 規 定 の
適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振
替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 |
| 4 | 発 行 方 法 | 価 格 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入
札 （ 以 下 「 価 格 競 争 入 札 」 と い
う 。 ） に よ る 発 行 （ 以 下 「 価 格 競
争 入 札 発 行 」 と い う 。 ） 及 び 価 格
競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
場 特 別 参 加 者 ご と に 応 募 限 度 額
を 定 め る も の に よ る 発 行 （ 以 下
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 |

価格競争入札発行」という。)

5 募入決定の方法

(1) 価格競争入札発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6 発行額

(1) 価格競争入札発行

額面金額で 2,666,700,000,000 円

うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で 800,000,000,000 円、財政法第7条第1項、財政融資資金法第9条第1項並びに特別会計に関する法律第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で 1,866,700,000,000 円

(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

財政法第7条第1項、財政融資資金法第9条第1項並びに特別会計に関する法律第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第136条第1項及び第137条第1項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で 833,300,000,000 円

7	払込金額	
(1)	価格競争 入札発行	2,660,833,886,000 円
(2)	国債市場 特別参加 者・第 I 非価格競 争入札発 行	831,466,740,000 円
8	最低額面金 額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
10	発行日	令和 7 年 3 月 10 日
11	発行価格	
(1)	価格競争 入札発行	額面金額 100 円につき 99 円 77 銭 2 厘以上のそれぞれの応募価 格
(2)	国債市場 特別参加 者・第 I 非価格競 争入札発 行	額面金額 100 円につき 99 円 78 銭
12	償還期限	令和 7 年 9 月 10 日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
14	元金支払場 所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和 7 年 3 月 10 日